

商品概要説明書  
教育スーパー積金（はぐくみ）

(株) 清水銀行  
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・ 定期積金 〔教育スーパー積金（はぐくみ）〕
2. 販売対象	・ 個人の方のみご利用いただけます。
3. 期間	・ 3 年以上 6 年以内、1 か月単位
4. 契約額	・ 100 万円以上
5. 受入 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・ 口座振替・窓口のいずれかとします。(ATMでの入金も可能です) ・ 毎月 2 万円以上 ・ 1 円単位
6. 金利情報の 入手方法	・ 店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
7. 払戻方法	・ 満期日以後に給付契約金をお支払いします。
8. 給付補填備金 (1) 適用利回り (2) 支払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	・ 当初契約時の店頭表示の期間階層別スーパー積金利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・ 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1%の復興特別所得税が付加されます。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	—
11. 中途解約時の取扱い	・ 約定通りの払込みが行われなかった場合は、次の利息相当額を掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 満期日以後に解約する場合で、契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の利率により計算します。 A. 初回払込日から満期日までの期間が 1 年未満のもの 解約日における普通預金利率 B. 初回払込日から満期日までの期間が 1 年以上のもの 約定年利回り×60% ② 満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。 A. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満のもの 解約日における普通預金利率 B. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上のもの 約定年利回り×60% 注 1. 小数点第 3 位以下切捨てます。この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。 2. この計算の単位は 1 円とします。
12. 預金保険保護区分	・ 預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
13. その他参考となる事項	・ しみず教育スーパー積金「はぐくみ」専用通帳を使用しております。 また、この通帳中面に子供の写真シールを貼付することもできます。 ・ 本商品の契約者で 2 年以上延滞なしで掛け込みをした顧客については、満期後 1 年まで教育ローン「青春」の無担保・固定金利型に限り 0.5%の金利優遇を行います。 ・ 預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、通帳記載の年利回り(年 365 日の日割り計算)の割合による遅延利息をいただきます。

商品概要説明書  
教育スーパー積金（はぐくみ）

（株）清水銀行  
（平成25年1月1日現在）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・パンフレット等：&lt;しみず&gt;定期預金・積立型預金・積金</li></ul>
14. 契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人全国銀行協会</li></ul> 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772